

第1条（本サービスの内容）

「セールスパートナーコンテンツ」（以下「本サービス」といいます。）は、株式会社セールスパートナー（以下「当社」といいます。）がお客様に対し、「セールスパートナーコンテンツ利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき提供するサービスをいいます。尚、本サービスの詳細は別紙に定めるものとします。

第2条（本サービスの利用）

本サービスの利用を希望するお客様は、以下事項を確認・同意の上、当社の定める方法により本サービスを利用するための登録（以下「利用登録」といいます。）を行うものとします。尚、利用登録を完了させ、当社が承諾したお客様を「本サービス利用者」といいます。

- ①本規約の内容。
- ②本サービスの利用にあたり、本規約以外の契約約款（以下総称して「追加約款」といいます。）が適用される場合があることと、その内容。なお、追加約款の適用がある場合は、その内容を別紙にて定めます。
- ③本規約（追加約款を含みます。）の内容が、次条で定める利用契約の内容となること。

第3条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金（以下「本料金」といいます。）は、別紙に定める料金とします。
2. 本サービス利用者は、本料金を、携帯電話通信事業者による携帯電話の料金との合算請求、クレジットカード決済、又は金融機関による口座振替等当社が定める方法にて、当社が指定する期日までに支払うものとします。
3. 本サービス利用者が月の途中で本サービスに申込み場合、及び、月の途中で本サービスに関する利用契約（以下「利用契約」といいます。）が終了した場合、当該月の本料金の日割り計算は行われなものとします。
4. 本サービス利用者が当社に対して支払った一切の料金は返還されないものとします。
5. 本サービス利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、当社に対する一切の債務を、利用契約が終了した日の属する月の翌月末日までに当社に対し一括で弁済するものとします。

第4条（遅延損害金）

当社は、本サービス利用者が利用契約に基づく料金その他の債務の支払を遅延したときは、本サービス利用者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、1年を365日とする年率14.6%の割合（年当たりの割合は、平年に属する日については365日当たりの割合とし、閏年に属する日については366日当たりの割合とします。）による遅延損害金を請求することができるものとします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。

第5条（お問い合わせ）

本サービス利用者は、当社に対して本サービスに関する問い合わせを行う場合、当社の定める方法により当社に対して連絡をするものとします。

第6条（本サービス・規約の変更）

1. 当社は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき本規約の内容を変更することがあります。この場合、本サービス利用者は本料金その他提供条件において、変更後の規約の適用を受けるものとします。
2. 当社は、本規約の変更を行うときは、変更を行う旨及び変更後の規約の内容並びにその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに当社Webサイトへの掲載その他第10条で定める方法により、本サービス利用者に対して通知します。

第7条（禁止事項）

本サービス利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 第三者又は当社の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ② 第三者又は当社の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ③ 第三者又は当社の名誉、信用を毀損し、又は誹謗中傷する行為。
- ④ 第三者又は当社に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為。
- ⑤ 関係法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為。
- ⑥ 申込に当たって虚偽の事項を記載する行為。
- ⑦ 本サービスに関連するデータの不正な改ざん、ソフトウェアやアプリケーション等の改変、逆アセンブル、逆コンパイル及びリバースエンジニアリング、並びにこれらに類する全ての行為及びこれらにより本サービスを不正に利用する行為。
- ⑧ 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメールを送信する行為。
- ⑨ 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメールを送信する行為。
- ⑩ 利益目的で自己の事業において利用する行為。
- ⑪ 他人になりすまして各種サービスを利用する行為。
- ⑫ 猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為。
- ⑬ 無限連鎖講（ネズミ講）若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- ⑭ 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に違反する行為。
- ⑮ ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為。
- ⑯ 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為。
- ⑰ 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為。
- ⑱ 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為。
- ⑲ 当社若しくは他社の設備の利用若しくは運営、又は他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為。
- ⑳ 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
- ㉑ その他、本規約の規定に違反すると当社が判断する行為及び当社が不適切と判断する行為。

第 8 条（権利譲渡等の禁止）

本サービス利用者は、当社の書面による事前の承諾なくして本サービス利用者として有する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ又は担保に供する等一切の処分をしてはならないものとします。

第 9 条（損害賠償）

本サービス利用者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。）等を全額賠償する責任を負うものとします。

第 10 条（通知）

1. 当社から本サービス利用者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Web サイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に本サービス利用者には到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で本サービス利用者には到達したものとみなすものとします。また、前項の通知が Web サイトへの掲載による場合、Web サイトに掲載された時点で本サービス利用者には到達したものとみなすものとします。
3. 本サービス利用者が第 1 項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第 11 条（利用目的）

当社は、本サービス利用者に関する情報を、当社のプライバシーポリシーまたは追加約款にて定めるほか、以下の各号に該当する場合において利用するものとします。

- ① 本サービスを提供する場合（利用料金等に関する請求・受付審査等を行う場合及び第三者に業務を委託する場合を含みます）。
- ② 本規約又は本サービスの変更に関する案内をする場合。
- ③ 本サービスに関し緊急連絡を要する場合。
- ④ 当社、当社の親会社及び当該親会社の子会社（以下、総称して「当社等」といいます。）が取扱う各種商材に関する案内をする場合。
- ⑤ 当社等が、キャンペーン・アンケートを実施する場合。
- ⑥ マーケティングデータの調査、分析、新たなサービス開発を行う場合。
- ⑦ 当社等及び業務提携企業に提供する統計資料の作成を行う場合。
- ⑧ 法令の規定に基づく場合。
- ⑨ 本サービス利用者から事前の同意を得た場合。

第12条（免責等）

1. 当社は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、当社の支配することのできない事由により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスの正確性、有用性、完全性、その他利用者による本サービスの利用について一切の保証を行わず、本サービスの利用に基づき本サービス利用者が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
3. 通信回線や移動体通信機器等の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他本サービスに関して本サービス利用者が生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 本サービス利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
5. 当社は、当社の責に帰する事由により本サービス利用者が生じた損害について、当該損害発生時までに当社が本サービス利用者より受領した本料金の合計額を上限として、本サービス利用者に対して当該損害の賠償を行うものとします。

第13条（報告義務）

1. 本サービス利用者が、氏名、商号、代表者、住所、連絡先、又はクレジットカードの番号・有効期間等の支払方法に関する情報等を変更する場合、当社に対して速やかに連絡を行うものとします。
2. 本サービス利用者が、前項に記載する変更後の氏名、商号、代表者、住所又は連絡先等の契約者情報の通知を怠った場合は、当社が本サービス利用者の変更前の氏名、商号、代表者、住所又は連絡先等の契約者情報に発送した書面等は、全て本サービス利用者に対して発送した時点において到着したものとします。
3. 本サービス利用者が、前項に基づく連絡を怠った場合、連絡の不履行に基づき生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

第14条（第三者への委託）

当社は、本サービスに関する業務の一部又は全部を、本サービス利用者の事前の承諾、又は本サービス利用者への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。

第15条（秘密保持）

本サービス利用者は、本サービスの利用に関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとします。

第16条（本サービスの提供の停止及び利用契約の解除）

1. 当社は、本サービス利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部又は全部を停止し、もしくは利用契約を解除することができるものとします。

- ① 本サービス利用者が、本サービスに関する本料金の支払を一度でも怠ったとき。
 - ② 本サービス利用者が、第 7 条に定める行為を行ったとき。
 - ③ 本サービス利用者が仮差押、差押等の処分を受けたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
 - ④ 本サービス利用者が、民事再生手続、破産、会社更生等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑤ 解散決議をしたとき又は死亡したとき。
 - ⑥ 支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
 - ⑦ 被後见人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
 - ⑧ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと当社が認めたとき。
 - ⑨ 法人格、役員又は幹部社員が民事訴訟又は刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む）となり、当社に不利益を与えたとき、又は、その恐れがあるとき。
 - ⑩ 反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき。
 - ⑪ 本サービス利用者が法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑫ 本サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社の本サービスの提供に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - ⑬ 本サービス利用者が第 13 条に違反したとき。
 - ⑭ 当社から本サービス利用者に対する連絡が不通となったとき。
 - ⑮ 本サービス利用者が申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、もしくはそのおそれがあるとき。
 - ⑯ その他、当社が本サービス利用者に対して本サービスを提供することが不適当と判断したとき。
 - ⑰ 前各号に掲げる事項の他、本サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障をきたし、またはきたすおそれが生じたとき。
 - ⑱ 本規約の規定に違反すると当社が判断したとき又はその他当社が本サービス利用者に対して本サービスを提供することが不相当と当社が判断したとき。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したこと、もしくは、利用契約を解除したことにより本サービス利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第 17 条（サービスの廃止）

1. 当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、本サービス利用者に対し、廃止する日の 1 ヶ月前までに、その旨を通知します。
3. 当社は、本サービスの一部又は全部が廃止したことにより本サービス利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第 18 条（解約）

本サービス利用者が、本サービスの解約を行う場合、本サービス利用者は当社に対して、当社が指定する方法にて解約の申請を行うものとします。尚、解約日は、当月の末日までに本サービスの解約手続きが完了した場合は、当該手続きが完了した日の属する月の末日となります。

第 19 条（利用開始日）

当社にて、本サービス利用者が、本サービスに関する支払方法の登録が完了し、当社が本サービス利用者に対して、当該完了に関する通知書を発送した日又は別途当社が指定する日より、本サービス利用者は、本サービスの利用が可能となります。

第 20 条（期限の利益の喪失）

本サービス利用者が、第 16 条第 1 項の各号のいずれかに該当した場合、期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

第 21 条（債権の譲渡）

1. 当社は、当社が本規約に基づき本サービス利用者に対して有する債権の全部または一部を、当社が別途定める者に対して、当社の裁量により譲渡することができるものとし、本サービス利用者はあらかじめこの譲渡（債権の譲受人が更にその他の第三者に譲渡する場合があり、当該譲渡が数次にわたる場合はそのすべてを含みます。）に同意するものとし、
2. 前項の場合、当社と債権の譲受人（債権の譲渡が数次にわたる場合はそのすべての譲受人を含みます。）は、本サービス料金の請求収納及び債権保全の目的並びにその他各々が本サービス利用者に対してプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定及びそれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバシーポリシー」といいます。）等において明らかにする目的により、本サービス料金の支払状況等その他のサービス利用契約の締結及び履行に関連して当社が知り得たすべての本サービス利用者の情報について、相手方への提供または共同利用をすることができるものとし、本サービス利用者はあらかじめこれに同意するものとし、

第22条（合意管轄）

本規約又は本サービスに関連して訴訟が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条（適用関係及び信義誠実の原則）

本規約に定めのない事項については追加約款の定めに従うものとし、本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、本サービス利用者と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとし、なお、本規約の内容と追加約款の内容が矛盾・抵触する場合は本規約の内容を優先するものとし、

第24条（法令等の遵守）

本サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、関連法令及び本規約（追加約款を含みます。）を遵守するものとし、

以上

2025年5月1日 制定

別紙 1

■本サービスの詳細

本別紙は、当社が本サービス利用者に提供する「中古カメラまるごとサポート（S）」に適用します。

1. 本サービス利用料金（月額、税込）
金 550 円/顧客

2. 本サービスの内容

本サービスは、以下で構成されています。詳細は次項以降に記載しています。

- ①次項に定める、本サービスの対象となる機器（以下「対象機器」といいます。）について、当社指定のウェブページにて会員登録を行うことにより、対象機器の情報管理をスマートフォン等の端末上で行うことができます。
- ②当社提携店舗（株式会社カメラのキタムラ（以下「キタムラ」といいます。）の運営店舗を指します。）にて、対象機器に関するメンテナンス相談及び対象機器の簡易点検を受けることができます。
- ③キタムラにて、対象機器に関する下取り情報サポートを受けることが出来ます。
- ④特典として「家電住設什器備品修理費用保険」が付帯されております。詳細は別紙 2 記載のとおりです。

3. 対象機器

本サービス利用者が所有し、当社指定の方法による事前の登録を行った中古デジタルカメラ本体、中古フィルムカメラ本体、中古デジタルビデオカメラ本体及び中古カメラレンズ。

※なお、キタムラにて購入した中古デジタルカメラ本体、中古フィルムカメラ本体、中古デジタルビデオカメラ本体及び中古レンズのみ対象となります。

4. 対象機器の登録

当社指定の方法にて会員登録することにより、本サービス利用者の所有する対象機器の情報（台数、メーカー名・製造番号・本体写真等）の管理が一括でできるものとなります。対象機器は、以下の URL より登録ができます。なお、本サービスの利用契約終了後に当社は上記の対象機器の情報を削除することができるものとします。

URL : <https://camused.slp-contents.com/>

5. メンテナンス相談サービス及び簡易点検サービス詳細

本サービス利用者がキタムラにて購入し、当社指定の方法による事前の登録を行った対象機器に関するメンテナンスの相談または対象機器の簡易点検を、キタムラの各店舗にて提供いたします。なお、サービスの利用方法は以下に記載のとおり、予約等の必要はございませんが、各店舗の混雑状況によっては即時でのご対応が難しい場合がございますのでご了承ください。

（サービス利用方法）

- ①お近くのキタムラの営業時間内に対象機器を持ってお越しいただき、店舗スタッフへお声掛けください。
- ②メンテナンス相談サービスは、本サービス利用者が所有する対象機器に関する清掃箇所や方法、清掃に適した道具等及び保管環境等に関するものについて、ご相談いただけます。
- ③簡易点検サービスは、本サービス利用者が所有する対象機器に関する取扱い方法や点検等についての簡易点検が受けられます。
- ④ご利用の際に本サービス「中古カメラまるごとサポート（S）」の会員ページの提示が必要となります。

6. 下取り情報サポート詳細

本サービス利用者がキタムラにて購入し、当社指定の方法による事前の登録を行った対象機器に関する下取りのサポートを、キタムラの各店舗にて提供いたします。なお、サービスの利用方法は以下に記載のとおりであり、予約等の必要はございませんが、各店舗の混雑状況によっては即時でのご対応が難しい場合がございますのでご了承ください。

(サービス利用方法)

- ①お近くのキタムラの営業時間内に対象機器を持ってお越しいただき、店舗スタッフへお声掛けください。
- ②下取りサポートでは、本サービス利用者が所有する対象機器に関する下取り情報の案内や、買取についてのお困りごとをご相談いただけます。
- ③ご利用の際に本サービス「中古カメラまるごとサポート (S)」の会員ページの提示が必要となります。

なお、本サービス申込前からお持ちの対象機器については、サービス利用の対象外となります。

7. 契約期間

本サービス利用契約開始日から最長 5 年間とし、契約期間満了日をもって終了します。

8. 問い合わせ先

[本サービスに関するお問い合わせ先] 0570-066-126 受付時間 24 時間 (自動音声案内)

以上

1. 概要

本サービス「中古カメラまるごとサポート (S) (以下「本サービス」といいます。)」に付随関連して、以下の条件を満たした表に記載された機器 (以下「本対象機器」といいます。)) が本サービス利用者の自宅建物内に収容されている間、または一時的に外部に持ち出している間に偶然な事故、電氣的・機械的事故により生じた損害に対して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社 (以下「引受保険会社」といいます。)、保険契約者を当社 (株式会社セールスパートナー)、被保険者を会員とする家電住宅設備什器備品修理費用保険契約 (以下、「本修理費用」といいます。)) に基づき、引受保険会社から保険金額を上限とする保険金が支払われる特典 (以下、「本特典」) をいいます。

2. 本対象機器 (保険の対象)

(1) 本サービスの対象となる機器のうち、以下の条件を満たすものを対象機器とします。

対象機器の種類	
中古のカメラ (デジタルカメラ・フィルムカメラ)	中古のデジタルビデオカメラ
中古のカメラレンズ	

- ① 本サービス利用者が所有し、本サービスで登録された機器 (本サービス利用者と生計を共にする親族の所有する機器を含みます。)
- ② 本サービス利用者の本サービスで登録された住所・施設内に収容されている機器 (ただし、一時的に持ち出された場合も含みます。)
- ③ 機器購入時および本サービス利用契約開始時に、正常に動作している機器
- ④ 日本国内で修理可能な機器
- ⑤ 本サービス利用契約開始日時点で、5 年以内に中古として株式会社カメラのキタムラで購入した機器

(2) 本条 (1) の対象機器には、次のいずれかに該当するものを含まません。

- ① 対象機器の周辺機器・付属品・消耗品 (AC アダプター、ケーブル、リモコン、バッテリー、外部記録媒体、外付けモニター、その他類似機器・製品等)
- ② 新品として購入された機器
- ③ 対象機器内のソフトウェアおよび保存データ
- ④ レンタル・リースなどの賃借の目的となっている機器
- ⑤ 業務で利用されている機器
- ⑥ 過去に当該対象機器のメーカー修理 (メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの) 以外で、不適正な修理・加工・改造・過度な装飾がされた機器
- ⑦ 第三者の紛失、盗難の被害対象品 (違法な拾得物等) である機器
- ⑧ 日本国外で購入された機器または日本国外から直接購入された機器
- ⑨ 日本国外のみで販売されている機器
- ⑩ 本サービス以外の特典、保証サービスまたは保険等で、修理又は交換が可能な機器
- ⑪ 購入日および製造日とも不明な機器
- ⑫ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、燃料類
- ⑬ 材料、部品、半製品、仕掛品類

3. 補償期間

会員は、本サービスの利用契約開始日の午前 0 時に始まり、1 年後の応当日の前日午後 12 時 (以下、「補償期間」といいます。)) に終わり、本サービス契約期間中、補償期間が継続されます。なお、本サービス利用契約期間の前日以前、または本サービスの解約日、解除日または契約終了日の午後 12 時以降に対象機器に生じた損害に対しては本特典の適用はありません。

4. 補償対象事故および保険金額

(1) 補償対象事故

上記 3.「補償期間」中に、偶然な事故、電氣的・機械的事故により上記 2.「対象機器」に生じた損害（外装の破損、損壊、水濡れ、電氣的機械的故障）、盗難に対して、当該損害を株式会社カメラのキタムラで修理した場合に限り、保険金を支払います。

(2) 保険金額

以下の各対象機器について修理可能な場合、保険金額を限度として修理費用をお支払いします。

対象機器	保険金額（※1）	ご利用上限回数
中古のカメラ（デジタルカメラ・フィルムカメラ）	修理可能：最大 10 万円/1 回（※2） 修理不能：最大5万円/1回（※3）	左記の機器ごとに、 年 2 回まで（※4）
中古のデジタルビデオカメラ		
中古のカメラレンズ		

※1 修理可能とは、対象機器をメーカー等で修理をした状況を指し、修理により同等品を本体交換した場合も含まれます。また、修理不能とは、対象機器のメーカー等での修理が不可能な状況を指します。なお、対象機器がメーカー保証、販売店による補償制度等により、本特典で保険金が支払われる場合と重複した場合には、他の補償制度による補償を優先することとします。

※2 対象機器のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額（1 回・1 事故について 10 万円）を上限として保険金をお支払いします。なお、修理により同等品を本体交換した場合も修理可能扱いとなります。

※3 修理不能の場合は、当該機器の購入価格または上記保険金額のいずれか低い金額を限度として保険金をお支払いします。ただし、購入証明書（購入時の価格が記載されている書類）の提出ができず、同等価格の同等製品を再購入された場合は、その再購入価格の50%または上記保険金額のいずれか低い金額を限度として保険金をお支払いします。

※4 本サービス利用者に対して支払われる保険金の上限額は、1 年間（起算日は本サービスの利用契約開始日）につき 最大20 万円です。また、本サービスの利用契約開始日より 1 年間の間に機器数、支払回数は同一機器か異なる機器であるかを問わず、年 2 回までとします。なお同一事故による求償は 1 度きりとします。

5. 提出必要書類

本特典の利用に際し、以下の書類をご提出いただきます。

- ① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書
- ② 修理領収書、修理に関するメーカー・店舗等のレポート等故障を証明できるもの
- ③ 損害状況・損害品の写真
- ④ メーカーの発行する保証書（メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑）
- ⑤ 公的機関が発行した盗難届受理証明（盗難の場合のみ）
- ⑥ その他、当社または引受保険会社が必要な書類

6. 保険金が支払われない場合

以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とします。

- ① 本サービス利用者の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- ② 本サービス利用者会員と同居する者もの、本サービス利用者会員の親族、本サービス利用者会員の法定代理人、本サービス利用者会員の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- ④ 風災、雹災、雪災、台風、洪水等の自然災害に起因する損害
- ⑤ 引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
- ⑥ 本サービス利用者会員が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）
- ⑧ 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- ⑨ 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合

- ⑩ 本サービス利用契約開始日前に会員に生じた、お支払要件に定める損害
- ⑪ 本サービスの利用契約が終了した日以降に本サービス利用者会員に生じた、お支払要件に定める損害
- ⑫ すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の本体機能に直接影響しない外形上の損害
- ⑬ 販売時点で既にある外形上の損害および機能不全、内部のゴミ等の異物に起因する損害
- ⑭ 自然消耗、経年劣化、さび、かび、腐敗、変質・変色
- ⑮ 直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害
- ⑯ レンズやディスプレイの曇り
- ⑰ ブラウン管・電球・LED、その他これらに類似の管球類に単独に生じた損害
- ⑱ 温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害
- ⑲ 補償対象機器にかかった修理費用以外の費用（見積り取得に関する送料、機器の送料および費用支払時の事務費用等）
- ⑳ 日本国外で発生した事故による損害
- ㉑ 対象機器が修理できない場合
- ㉒ 機器購入から 1 年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良およびリコール対象となった部位・部品を含みます）
- ㉓ 対象機器を被保険者が自ら製造・制作、改造または修理した場合
- ㉔ 対象機器の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣
- ㉕ 盗難による損害およびそれに起因する不正利用等から生じた損害
- ㉖ 地中もしくは水中にある間または空中に浮遊している間に生じた損害
- ㉗ 損傷が生じたことによる保険の対象の価値の低下による損害
- ㉘ 紛失・置き忘れおよびその間に生じた損害およびこれらに起因する不正利用等から生じた損害
- ㉙ ソフトウェアの瑕疵または障害に起因する損害

7. 保険金請求先

- ① 当社サービスページ「<https://camused.slp-contents.com/>」にアクセスし、WEB 保険金請求画面に移動します。（該当ボタンクリック）
- ② WEB ページに表示されているフォームに必要事項を入力します。
- ③ 必要書類をアップロードします。

【保険金請求に関するお問い合わせ先】

さくら損害保険 保険金請求窓口 電話番号：0120-502-720
受付時間：10:00～19:00（年末年始は除く）

